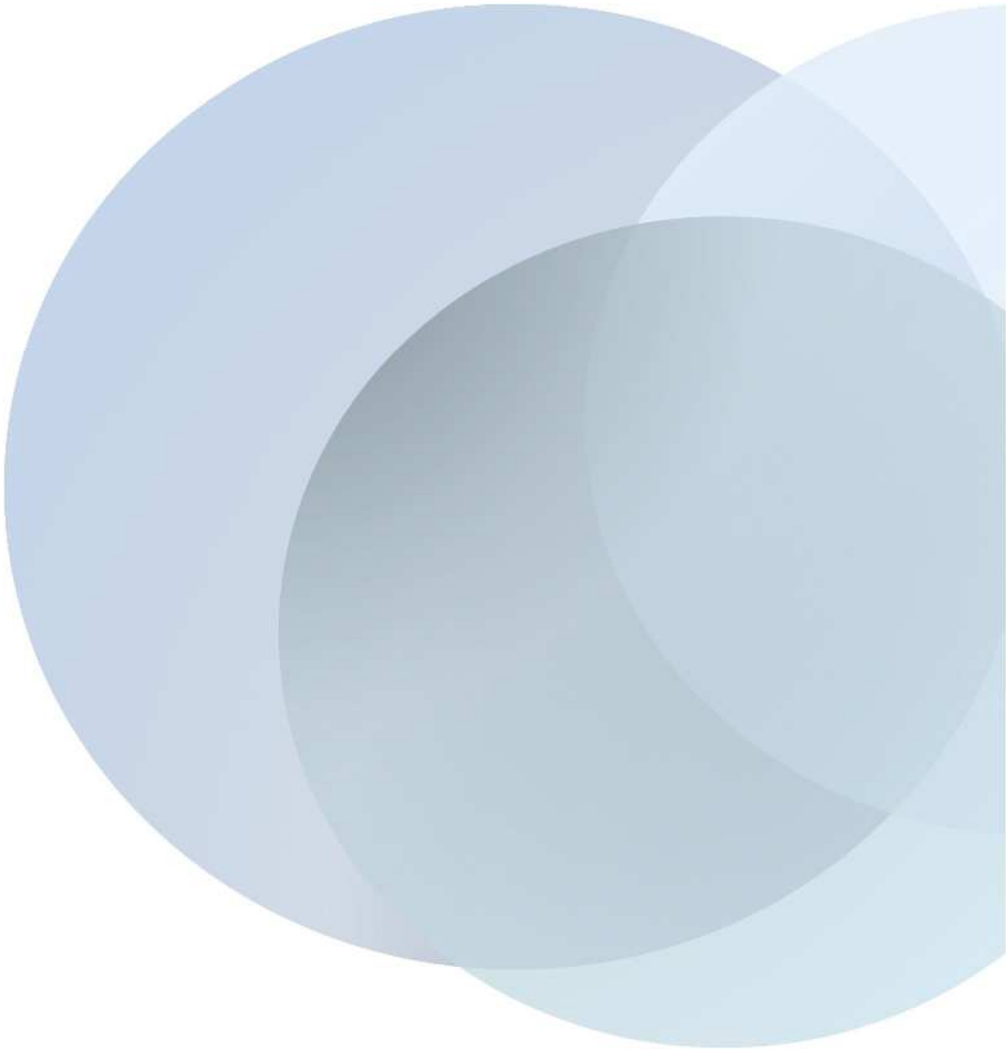
第　３　章

福祉計画の基本的な考え方



第３章　福祉計画の基本的な考え方

第１節　国が示す基本指針

○ 国は、都道府県及び区市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な指針として「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29（2017）年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）」を定めています。この基本指針は、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、必要な見直しが行われ、直近では令和8（2026）年3月に改正されました。主な改正内容は、次のとおりです。

【基本指針における主な見直し内容】

項目	主な改正内容
入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・様々なデータを活用した地域移行者数の把握 ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載 ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・システムの理念の明確化と実現に向けた、区市町村における相談及び援助の体制整備
福祉施設から一般就労への移行	・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進 ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設
障がい児支援の提供体制の整備等	・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
地域における相談支援体制の充実・強化	・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進 ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上	・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
障害福祉サービスの質の確保	・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載 ・障がい児支援における人材育成の重要性を記載
きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備	・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載

第２節　区の基本方針

荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実

○　令和6（2024）年3月に策定した「荒川区障がい者総合プラン」に、今回の「第8期荒川区障がい福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画」が含まれることから、基本理念、基本目標、基本方針は総合プランを引き継ぐとともに、国が新たに示した基本的な指針を取り入れながら、各施策の下で事業を実施します。

荒川区障がい者総合プランの基本方針

1　障がい者の相談・支援体制の充実
2　バリアフリーの推進
3　障がい者の住まい・日常生活に対する支援
4　障がいのある子どもの健全育成
5　障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

○　国が示す基本指針における「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項」の改正内容については、荒川区障がい者総合プランに基づき展開する施策の下で実施する事業に反映します。

○　区では、令和6（2024）年10月に荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センターとしての機能の追加を行い、地域の障がい児通所支援の中核的拠点として、専門的な支援の機能強化や他の障害児通所支援事業所への支援・助言・関係機関との連携体制の強化を行い、障がい児の地域社会への参加・包容の推進を進めています。

○　一方で、社会情勢の不安定な環境で、障がい者の地域生活移行の受け入れ先が足りていないことや、障がい者の重度化、障がい者家族の高齢化、物価高騰などによる生活全般の影響などもあり、より障がい者を含む要配慮者への新たな対応も求められています。これら近年の支援体制や情勢等の変化も考慮して、施策事業の充実を図ります。

第３節 施策の体系・成果目標及び活動指標

○ 令和6(2024)年3月に策定した荒川区障がい者総合プランにおける施策体系を継承しつつ、国の基本指針の改正内容などを踏まえ、区の障害者福祉事業の充実を図ります。

○ 施策体系図は、下表のとおりであり、第4章では各基本方針について抜粋した区の事業を取り上げます。

【施策体系図】

基本理念	基本目標	基本方針	施策名(第5期荒川区障がい者プラン)	
誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち　あらかわ ～生涯住み続けられる地域社会の実現～	**基本目標1** 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進	**〈基本方針1〉** 障がい者の相談・支援体制の充実	1－(1) 総合的な相談支援体制の充実	1－(2) 計画相談支援・障害児相談支援
			1－(3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1－(4) 虐待防止対策の推進
			1－(5) 成年後見制度の利用支援等	1－(6) 自立支援協議会の運営
			1－(7) 自殺予防の推進	1－(8) 震災時等への備え
		〈基本方針2〉 バリアフリーの推進	2－(1) 意思疎通支援の充実	2－(2) バリアフリーの環境整備
			2－(3) 障がい者差別の解消	
	基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	**〈基本方針3〉** 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	3－(1) グループホーム等の居住支援の推進	3－(2) グループホームの運営支援
			3－(3) 医療費の助成、健康管理の支援	3－(4) こころの健康管理支援の体制整備
			3－(5) 荒川ばん座位体操の実施	3－(6) 在宅系サービス等の提供
			3－(7) 本人、保護者への経済的支援	3－(8) 利用者負担軽減
		〈基本方針4〉 障がいのある子どもの健全育成	4－(1) 障がい児支援の充実	4－(2) 障がい児の保育・教育
			4－(3) 学齢期の子どもへの支援の充実	4－(4) 医療的ケア児等の支援
	基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進	**〈基本方針5〉** 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	5－(1) 生活介護・自立訓練・生活訓練等	5－(2) 機能訓練
			5－(3) 施設入所支援・障害児入所支援	5－(4) 就労支援の強化
			5－(5) 福祉的就労の支援	5－(6) 同行援護・行動援護・移動支援
			5－(7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援	5－(8) パラスポーツの推進
			5－(9) 文化芸術活動の促進	5－(10) 地域活動支援センターの運営
			5－(11) 障害者福祉会館の運営	

※網掛け部分の施策は、荒川区障がい者総合プラン策定時(令和6(2024)年3月)に特に優先度の高い施策として位置付けたものです。

成果目標及び活動指標

○ 国が示す基本指針の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」は、令和11（2029）年度までに達成すべき基本的な目標（成果目標）として、それぞれ目標値を定めます。

○ さらに、成果目標の達成に向けて定期的な状況確認を行うべき活動指標（サービス見込量）を定めます。

（詳細は第5章に記載）

【成果目標と活動指標（サービス見込量）との関係図】

